

令和7年度堺市地域防災計画 修正概要

令和8年2月9日
令和7年度 堺市防災会議

(1) 現行計画

- 堺市防災会議が、災害対策基本法に基づき作成・修正する計画
- 国の防災基本計画及び大阪府地域防災計画に抵触しない計画であることが義務付けられている
※災害対策基本法第42条による規定
- 最終の修正は令和6年3月

基本目標

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

事前に備えるべき目標

- 災害に強い堺市をつくる
- I 被害の発生を抑止する
- II 被害の拡大を抑止する
- III 迅速に判断・行動する
- IV 早期の復旧・復興と生活再建

計画の構成

総則

災害予防対策

災害応急対策

地震・津波編

風水害編

事故等編

災害復旧・復興対策

付編：南海トラフ地震防災対策推進計画

(2) 修正作業の流れ

12月12日～R8.1月13日

パブリックコメント
実施

R8.2月9日

防災会議開催

(3) 修正の趣旨

■ 国の防災基本計画及び大阪府地域防災計画の修正への対応

本計画の最終修正（令和6年3月）以降、国の防災基本計画（令和6年6月）及び大阪府地防災計画（令和7年3月）が修正されたため、当該修正内容を本市計画に反映する必要がある

■ 令和6年能登半島地震の課題への対応

主に以下の内容について対応を反映する必要がある

- | | | |
|----------|---------------|----------------|
| ①受援応援体制 | ②避難所等の環境整備、運営 | ③健康、医療、福祉 |
| ④物資備蓄、調達 | ⑤インフラ復旧 | ⑥防災DX、新技術の活用検討 |

(4) 主な修正内容

1 関連法令の改正を踏まえた修正

- 医療法の改正を踏まえた災害支援ナースの活用（医療・看護ニーズの把握等）

2 国・府等の施策の進展を踏まえた修正

- 避難所以外の避難者等への支援（在宅・車中泊避難者の支援拠点設置等）
- 災害ケースマネジメント（個々の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）等仕組みの検討

3 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

①受援応援体制

- 受援応援体制の充実強化（応援職員の宿泊地確保、活動環境の整備、多様性の配慮等）

②避難所等の環境整備、運営

- 避難所生活のQOL向上（避難所開設当初からのパーティション等設置、災害用トイレ等の衛生環境整備、炊き出し機能の強化、栄養バランスと適温の食事提供、ペットへの配慮強化等）
- 避難所開設に向けた準備（多様性に配慮し、感染症対策も踏まえたレイアウト等の作成）
- 災害時に生活用水として使用可能な災害用井戸の整備・啓発

③健康・医療・福祉

- 保健所の機能強化（保健衛生活動の拠点として必要な資機材や活動スペース等の確保）

④物資備蓄・調達

- 避難所で使用するパーティション等、感染症対策とプライバシーに配慮するための資機材配備

⑤インフラ復旧

- インフラ施設の早期復旧（道路管理者と生活インフラ事業者間の連携体制の構築・強化）

⑥防災DX、新技術の活用検討

- 衛星インターネット等の活用

4 その他、本市における防災施策の進捗及び組織体制等を反映

令和7年度堺市地域防災計画の修正 【 主な修正箇所 】



1 関連法令の改正を踏まえた修正

●関連法令：医療法、災害対策基本法施行令

- 修正内容：医療法の改正を踏まえた災害支援ナースの活用（医療・看護ニーズの把握等）

本市の現状と今後の対応

- 大規模な災害が発生した際には、本市から府本部に災害支援ナースの派遣要請を行い、派遣された災害支援ナースを開設している避難所に配置し大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）等と連携し、医療・看護ニーズの把握や福祉サービスの提供に努める。
- 災害支援ナースの活動内容は、入院中の支援（退院・転院の調整等）、社会福祉施設（老人福祉施設等）の支援、避難所での健康管理支援が主な取組である。
- 今後は府と医療機関が契約締結を行い、平時から研修会の開催や修了者の登録等人材育成に取り組み災害支援ナースの体制の強化を図る。

| 現行 | 国（防災基本計画） | 大阪府地域防災計画 | 修正案 P.304 |
|---|--|---|--|
| 第2章 応急復旧期の活動 第5節 避難行動要支援者支援 第1避難行動要支援者の被災状況の把握等 【新設】 | ○被災都道府県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWAT）や災害支援ナースを避難所へ派遣する | 第4章 避難行動 第3節 避難行動要支援者への支援 第1 福祉支援に関する府の組織体制 2 看護ニーズの把握 市町村は、派遣された災害支援ナースを通して、被災した避難行動要支援者に対して健康状態を観察し、医療ニーズ、看護ニーズの把握に努め、必要な医療の提供及び専門職種へ連携できるように努める。 | 第2章 応急復旧期の活動 第6節 避難行動要支援者等への支援 第1避難行動要支援者の被災状況の把握等 2 看護ニーズの把握 市は、派遣された災害支援ナースを通して、被災した避難行動要支援者に対して健康状態を観察し、医療ニーズ、看護ニーズの把握に努め、必要な医療の提供及び専門職種へ連携できるように努める。 |

令和7年度堺市地域防災計画の修正 【 主な修正箇所 】



2 国・府等の施策の進展を踏まえた修正

▶ 修正内容：避難所以外の避難者等への支援（在宅・車中泊避難者の支援拠点設置等）

本市の現状と今後の対応

- 現在、指定避難所を避難所避難者だけでなく、在宅・車中泊避難者を含めた災害時における地域の支援拠点として定めている。
- 拠点の役割は、在宅・車中泊避難者への食料・物資、生活再建に係る支援の情報等の提供等である。
- 在宅・車中泊避難者の支援を図るため、運用方法や環境整備を検討する。

| 現行 | 国（防災基本計画） | 大阪府地域防災計画 | 修正案 P.131 |
|--|--|---|---|
| 第2章 災害の拡大の抑止 第7節 避難場所・避難路等及び誘導体制の整備 【新設】 | <p>○市町村（都道府県）は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>○市町村（都道府県）は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</p> | <p>第1章 防災体制の整備 第6節 避難受入れ体制の整備 第6 在宅避難等</p> <p><u>1</u> 市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p><u>2</u> 市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</p> | <p>第2章 災害の拡大の抑止 第7節 避難場所・避難路等及び誘導体制の整備 第5 在宅避難等</p> <p><u>市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討する。</u></p> <p><u>市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</u></p> |

令和7年度堺市地域防災計画の修正 【 主な修正箇所 】



3 令和6年能登半島地震を踏まえた修正 <②避難所等の環境整備、運営・④物資備蓄・調達> (1/3)

- ・修正内容：避難所生活のQOL向上（避難所開設当初からのパーティション等設置、災害用トイレ等の衛生環境整備、炊き出し機能の強化、栄養バランスと適温の食事提供、ペットへの配慮強化等）

本市の現状と今後の対応

- ・避難所環境の改善に向け、段ボールベッドとワンタッチパーティションを指定避難所に追加配備、市内企業から寄贈を受けたトイレトレーラーを新たに配備した。
- ・指定避難所の施設管理者と協議し、ペットの同伴避難を行う際の使用可能場所を決定し、市ホームページで公開している。
- ・今後は大阪府が公表を予定している上町断層帯地震及び南海トラフ地震の被害想定見直し結果を考慮し、備蓄食料や災害用トイレの整備等を行う。

| 現行 | 国（防災基本計画） | 大阪府地域防災計画 | 修正案 P.291 |
|--|-----------|--|--|
| <p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第2節 指定避難所の開設・運営</p> <p>第2 指定避難所の管理、運営</p> <p>2 指定避難所の管理、運営の留意点</p> <p>市は、自主防災組織などと連携して避難者による自主的な運営を促し、避難住民による指定避難所管理組織には男女が等しく参画できるよう配慮を求め、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。</p> <p>また、指定避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違いや性的な少数者の方等避難者の多様性に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。物資受け取りに性別による制限を設げず、必要な人にわたるようにする。誰が性的な少数者であるか本人の許可なしに広めない（アウティングの禁止）、本人確認において戸籍名だけでなく通称名でも確認可能とするなど性的な少数者にも配慮した避難所運営に努める。</p> | — | <p>第2 指定避難所等の管理、運営（略）</p> <p>2 指定避難所等の管理、運営の留意点</p> <p>市町村は、避難者による自主的な運営を促すとともに、指定避難所の管理運営マニュアルに基づき、指定避難所における生活環境を常に良好なものとするため、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。</p> <p>なお、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</p> | <p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第3節 指定避難所等の開設・運営</p> <p>第2 指定避難所等の管理、運営</p> <p>2 指定避難所等の管理、運営の留意点</p> <p>市は、自主防災組織などと連携して避難者による自主的な運営を促し、避難した市民による指定避難所管理組織には男女が等しく参画できるよう配慮を求め、<u>指定避難所における生活環境を常に良好にするため</u>、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。</p> <p>なお、市は、<u>指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求める等、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u></p> |

令和7年度堺市地域防災計画の修正 【 主な修正箇所 】



3 令和6年能登半島地震を踏まえた修正 <②避難所等の環境整備、運営・④物資備蓄・調達> (2/3)

- 修正内容：避難所生活のQOL向上（避難所開設当初からのパーティション等設置、災害用トイレ等の衛生環境整備、炊き出し機能の強化、栄養バランスと適温の食事提供、ペットへの配慮強化等）

| 現行 | 国（防災基本計画） | 大阪府地域防災計画 | 修正案 P.291 |
|--|--|---|--|
| <p>(1) 指定避難所ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに府へ報告</p> <p>(2)、(3)、(4)、(5) (略) (新設) (新設)</p> <p>(6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置（多言語対応等）の実施</p> | <p>○市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、<u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する</u>よう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など</u>、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> | <p>(1) (略) <u>なお、指定避難所及び指定避難所外で生活している避難者等の情報の把握については、必要に応じてデジタル技術を活用すること</u></p> <p>(2)、(3)、(4)、(5)、(6) (略)</p> <p><u>(7)避難所開設当初からパーティションや簡易ベッド（段ボールベッド等）を設置</u></p> <p>(8)避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師等による巡回の頻度、<u>換気や暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等</u>、避難者の健康状態並びに指定避難所の衛生状態を把握し、<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施等</u>、必要な措置を実施</p> | <p>(1) (略) <u>なお、指定避難所及び指定避難所外で生活している避難者等の情報の把握については、必要に応じてデジタル技術を活用</u></p> <p>(2)、(3)、(4)、(5) (略)</p> <p><u>(6) 避難行動要支援者への配慮</u> <u>(7) 避難所開設当初からパーティションや簡易ベッド（段ボールベッド等）を設置</u></p> <p><u>(8) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師等による巡回の頻度、換気や暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態並びに指定避難所の衛生状態を把握し、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施等、必要な措置を実施</u></p> |

令和7年度堺市地域防災計画の修正 【 主な修正箇所 】



3 令和6年能登半島地震を踏まえた修正 <②避難所等の環境整備、運営・④物資備蓄・調達> (3/3)

- ・修正内容：避難所生活のQOL向上（避難所開設当初からのパーティション等設置、災害用トイレ等の衛生環境整備、炊き出し機能の強化、栄養バランスと適温の食事提供、ペットへの配慮強化等）

| 現行 | 国（防災基本計画） | 大阪府地域防災計画 | 修正案 P.292 |
|--|-----------|---|--|
| <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(10) 家庭動物のためのスペースの確保及び飼養者の周辺への配慮を徹底し、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること</p> <p>(11)～(18) (略)</p> <p>(19) 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努めること</p> | | <p>(9)～(16) (略)</p> <p>(17)被災者支援等の観点から、家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底とともに、<u>家庭動物と同行避難した被災者について適切に受け入れ、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めること</u>。また、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること</p> <p>(18)、(19) (略)</p> <p>(20)各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、<u>災害支援ナース</u>、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や<u>避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>を行うこと</p> | <p>(9)～(22) (略)</p> <p>(23) <u>被災者支援等の観点から、家庭動物のためのスペースの確保及び飼養者の周辺への配慮を徹底する。また、家庭動物と同行避難した被災者について適切に受け入れ、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。また、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める</u></p> <p>(24)～(28) (略)</p> <p>(29) <u>各指定避難所の運営者と連携し、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、災害支援ナース、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>を行う</p> |

令和7年度堺市地域防災計画の修正 【 主な修正箇所 】



3 令和6年能登半島地震を踏まえた修正 <⑤インフラ復旧>

- 修正内容：インフラ施設の早期復旧（道路管理者と生活インフラ事業者間の連携体制の構築・強化）

本市の現状と今後の対応

- 能登半島地震を踏まえ、上下水道が一体となった災害対応となるよう被害や復旧の情報を一元化し共有することで、効率的な復旧対応が行える仕組みを構築している。
- 建設局では関西電力送配電(株)と協定を締結しており、協定に基づき2回/年程度訓練を実施している。
- 上下水道局では他の生活インフラ事業者と連携し、防災訓練等を実施することで、迅速かつ効率的な災害対応に繋げている。
- 災害復旧をより迅速かつ確実に行えるよう各インフラ事業者と連携し、災害対応力を強化する。

| 現行 | 国（防災基本計画） | 大阪府地域防災計画 | 修正案 P.530 |
|--|---|---|--|
| 第1章 生活の安定 第5節 ライフライン等の復旧 災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざす。 | ○道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、 <u>道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u> | 第5節 ライフライン等の復旧 災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざす。 <u>道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u> | 第1章 生活の安定 第5節 ライフライン等の復旧 災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざす。 <u>道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。</u> |

令和7年度堺市地域防災計画の修正 【 主な修正箇所 】



3 令和6年能登半島地震を踏まえた修正 <⑥防災DX、新技術の活用検討>

・修正内容：衛星インターネット等の活用

本市の現状と今後の対応

- 災害時における区災害対策本部と指定避難所とのやり取りにはIP無線を活用している。また、訓練の際に避難所対応職員が区役所に避難所開設の連絡を入れるなど、平時から職員の習熟を行っている。
- 能登半島地震の際に災害拠点等に配備された衛星通信機器（STARLINK）を令和7年度中に固定型1台、可搬型2台を配備し通信環境を確保する。

| 現行 | 国（防災基本計画） | 大阪府地域防災計画 | 修正案 P.227 |
|---|---|--|---|
| <p>第1章 初動期の活動</p> <p>第3節 災害情報の収集伝達</p> <p>第3 通信手段の確保</p> <p>1 市</p> <p>市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行い、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話の活用を図り、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用若しくは徒歩）等検討し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。</p> <p>なお、市及び府は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。</p> | <p>○通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。</p> <p>また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施すること。</p> | <p>第5 通信手段の確保</p> <p>1 府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線、公共安全モバイルシステムの活用や、通信が途絶している地域で部隊や派遣職員等が活動する場合を想定した衛星通信を利用したインターネット機器の整備、活用等、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。</p> <p>総務省及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するとともに、総務省は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする</p> | <p>第1章 初動期の活動</p> <p>第3節 災害情報の収集伝達</p> <p>第3 通信手段の確保</p> <p>1 市</p> <p>市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行い、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用や、通信が途絶している地域で派遣職員等が活動する場合を想定した衛星通信を利用したインターネット機器の整備、活用等を図り、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用若しくは徒歩）等検討し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。</p> <p>なお、市及び府は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。</p> |

令和7年度堺市地域防災計画の修正 【 主な修正箇所 】



4 その他、本市における防災施策の進捗及び組織体制等を反映

○地区防災計画の規定について

前回修正以降に提出のあった以下の地区防災計画を規定

地区防災計画（令和7年度提出分）

| | |
|--------------|--------------|
| 大仙校区地区防災計画 | 桃山台校区地区防災計画 |
| 福泉中央校区地区防災計画 | 東三国丘校区地区防災計画 |
| 美原北校区地区防災計画 | |

○組織改編に伴う部署名変更

○制度廃止・統合等に合わせた記述変更

○現況データ等の時点更新

○現状の所管業務に合わせた担当部局変更

○文言修正 等